

【令和6年度 補助金額一覧表】

◎ひとり親世帯等について

ひとり親世帯等とは、保護者又は保護者と同一の世帯に以下の該当者がいる世帯をいいます。
また、該当の場合は、新宿区へご連絡ください。

ひとり親世帯等のうち、第2～4区分の第1子及び第4区分の第2子については、下表の二重線の
とおり増額されます。その他の区分は、申請による増額はありせん。

- ① ひとり親世帯である（配偶者のいない保護者で、現に児童を扶養している者）
② 身体障害者手帳の交付を受けている ※2
③ 療育手帳の交付を受けている ※2
④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている ※2
⑤ 特別児童扶養手当を受給している ※2
⑥ 国民年金の障害基礎年金を受給している ※2

※1 保護者が監護、養育している者（当該園児と兄弟関係を有しない者）を含む。

※2 在宅障害児または在宅障害者に限る。

《子ども・子育て支援新制度未移行園》

(円)

区分	特別区民税額 (世帯の合計税額)	①施設等利用費+②上乗せ補助金 (月額) 下段の()内は年額		
		第1子	第2子(兄・姉 が1人いる世 帯)	第3子以降 (兄・姉が2人 以上いる世 帯)
1	生活保護世帯等	46,900 (562,800)	46,900 (562,800)	46,900 (562,800)
2	非課税	46,900 (562,800)	46,900 (562,801)	46,900 (562,800)
3	均等割のみ (年収約270万円未満)	46,900 (562,800)	46,900 (562,800)	46,900 (562,800)
4	所得割77,101円未満 (年収約360万円未満)	43,900 (526,800)	46,900 (562,800)	46,900 (562,800)
5	所得割211,201円未満 (年収約680万円未満)	40,000 (480,000)	40,000 (480,000)	46,300 (555,600)
6	所得割256,301円未満 (年収約730万円未満)	40,000 (480,000)	40,000 (480,000)	45,700 (548,400)
7	所得割370,001円未満 (年収約1,000万円未満)	40,000 (480,000)	40,000 (480,000)	40,700 (488,400)
8	上記区分以外の世帯 (年収約1,000万円以上)	40,000 (480,000)	40,000 (480,000)	40,000 (480,000)

《子ども・子育て支援新制度移行園》

(円)

区分	特別区民税額 (世帯の合計税額)	②上乗せ補助金(月額) 下段の()内は年額		
		第1子	第2子(兄・姉 が1人いる世 帯)	第3子以降 (兄・姉が2人 以上いる世 帯)
1	生活保護世帯等	6,200 (74,400)	6,200 (74,400)	6,200 (74,400)
2	非課税	6,200 (74,400)	6,200 (74,400)	6,200 (74,400)
3	均等割のみ (年収約270万円未満)	6,200 (74,400)	6,200 (74,400)	6,200 (74,400)
4	所得割77,101円未満 (年収約360万円未満)	3,200 (38,400)	6,200 (74,400)	6,200 (74,400)
5	所得割211,201円未満 (年収約680万円未満)	1,800 (21,600)	1,800 (21,600)	5,600 (67,200)
6	所得割256,301円未満 (年収約730万円未満)	1,800 (21,600)	1,800 (21,600)	5,000 (60,000)
7	上記区分以外の世帯 (年収約730万円以上)	1,800 (21,600)	1,800 (21,600)	1,800 (21,600)

※ 4月分から8月分までは「令和5年度特別区民税所得割課税額」から判定し、9月分から3月分までは「令和6年度特別区民税所得割課税額」から判定します。

※ 新宿区の税率と異なる市から転入された場合は、新宿区の税率で計算し階層判定します。

※ 住所が国外にあった場合、収入により税額を仮計算します。

※ 「特別区民税所得割課税額」は、地方税法による住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除等の適用前の額で判定します。

※ 「生活保護世帯等」とは、生活保護法による保護、又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の受給をいいます。

※ 「多子の対象となる子どもの範囲」は、保護者と生計を一にする者としします。

※ 子ども・子育て支援新制度移行園に通われている方は園に納めていただいている特定負担額が補助対象になります。

特定負担額：園則で定められたものであり、特定教育・保育の提供に当たり、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要と認められるもので、保護者が毎年度徴収されるものに限ります（例：基準以上の職員配置の人件費、施設の環境維持向上のための費用等）。在園期間中の経費を入園時に一括徴収する場合は、保育料補助金の対象外になります。